

都市ガス設備工事の発注について

本市における都市ガス設備工事は、現在、都市ガス事業者との随意契約としていますが、令和4年4月1日施行のガス事業法施行令の一部改正に基づく、当該都市ガス事業者の法的分離の義務化に伴い、一般競争入札に移行します。

このことより、下記のとおり運用することとしましたので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

記

1 都市ガス設備工事の発注について

原則として機械設備工事（給排水衛生設備工事、空気調和設備工事）に含めて発注することとしますが、該当する機械設備工事がない場合については建築工事等の主体工事に含めることとします。

主体工事のないガス単独工事については、「〇〇〇ガス配管改修工事」等の工事名称で、入札対象となる業種は【管工事】として発注します。

都市ガス設備工事の積算については、都市ガス事業者しか施工の出来ない単価は、都市ガス事業者の見積金額としますが、それ以外の単価（土工事や舗装・塗装工事等）については本市積算とします。

2 適用範囲

原則として、すべての都市ガス設備工事を対象とします。

3 適用時期

令和4年4月1日以降に発注する案件から適用します。

問 い 合 わ せ 先	<契約に関すること>
	担 当 課：財政局 契約部 契約課
	電 話：072-228-7472
	ファックス：072-228-7289
	<工事に関すること>
	担 当 課：建築都市局 建築部 設備課
	電 話：072-228-7426
	ファックス：072-228-7897